

議案第15号

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成25年阿見町条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

【改正の理由】

「阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」の現在引用している国の同意基本計画（茨城県圏中央道沿線地域における基本計画）の計画期間が令和 5 年 3 月 31 日までとなっており，新たな基本計画の策定方針が国から示されるまでの期間にあわせ，本条例の有効期間を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するもの。

【改正の主な内容】

阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例(平成 25 年阿見町条例第 34 号)の附則第 2 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

【施行期日】

公布の日